

第二種特定鳥獣管理計画（案） （ニホンザル管理）

平成29年3月



目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
	(1) 計画の背景	1
	(2) 計画の目的	2
2	管理すべき鳥獣の種類	3
3	計画の期間	3
4	特定鳥獣の管理が行われるべき区域	3
5	ニホンザルをめぐる状況及び第3期計画までの評価	4
	(1) 第3期計画までの対策の状況	4
	(2) 現状及び課題	6
6	管理目標	10
	(1) 目標	10
	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	10
7	目標を達成するための対策	16
	(1) 個体数調整等による捕獲	16
	(2) 農林地対策	16
	(3) 生息環境管理	17
	(4) モニタリングの実施	19
8	計画の実施体制	20
	(1) 役割分担	20
	(2) 地域に根ざした取り組みの充実	21
9	計画の評価	23
10	その他管理のために必要な事項	23
	(1) 関係機関（隣県を含む）との連携	23
	(2) 住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項	23
	(3) 情報の収集・普及啓発等	23

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画の背景

本県では、県北東部の山間地域を中心にニホンザルによる農作物への深刻な被害が発生したため、平成16年4月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特定計画制度に基づく「第1期計画」(特定鳥獣保護管理計画(H16.4～H19.3))を策定し、「第2期計画」(特定鳥獣保護管理計画(H19.7～H24.3))、「第3期計画」(特定鳥獣保護管理計画※(H24.4～H29.3))まで、13年間にわたり狩猟の規制緩和等の捕獲の推進、防護柵設置等の被害対策等のニホンザルの保護管理対策を実施してきた。

しかし、平成27年度の農業被害額は約2,500万円であり、依然として農業被害を減少させるには至っておらず、ニホンザルの生息する地域(分布域)は拡大してきており、今後、農業被害が拡大するおそれがある。

一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。

今後、地域の捕獲数・被害状況と共に限られた条件下で得られた指標等のモニタリングを基に、科学的知見を踏まえて対策の評価・検証、目標の再設定、対策の見直し等を繰り返す順応的な管理を適切に行うことが一層の課題となっている。

※ 平成26年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が一部改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、鳥獣保護管理法という。)となった。この改正により、同計画名は第二種特定鳥獣管理計画へ変更となった。

(2) 計画の目的

鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンザルの適切な関係を構築する。

このため、被害増加の懸念に対処する積極的な加害個体及び加害群の除去を進めることとする。

なお、本計画は、鳥獣保護管理法第4条の規定に基づき策定される「愛知県第12次鳥獣保護管理計画事業」(H29.3)の内容を踏まえて策定するとともに、各市町村が策定する実施計画に資するものとする。

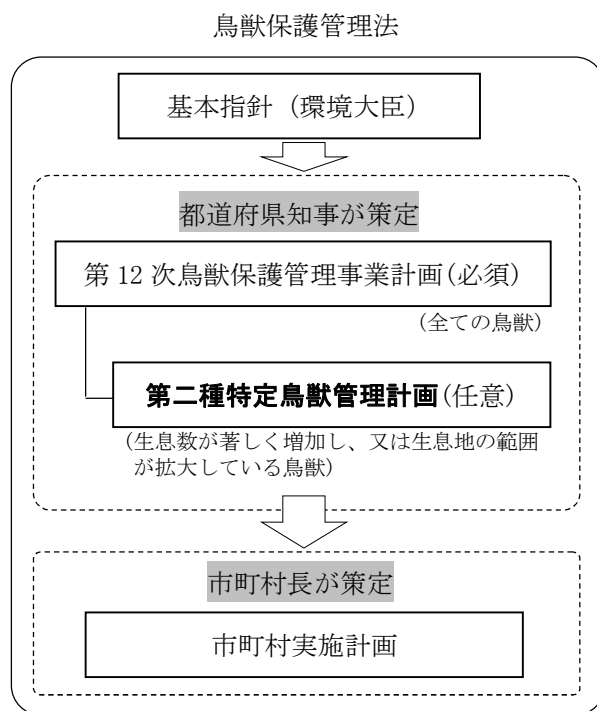


図1 本計画の位置づけ

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

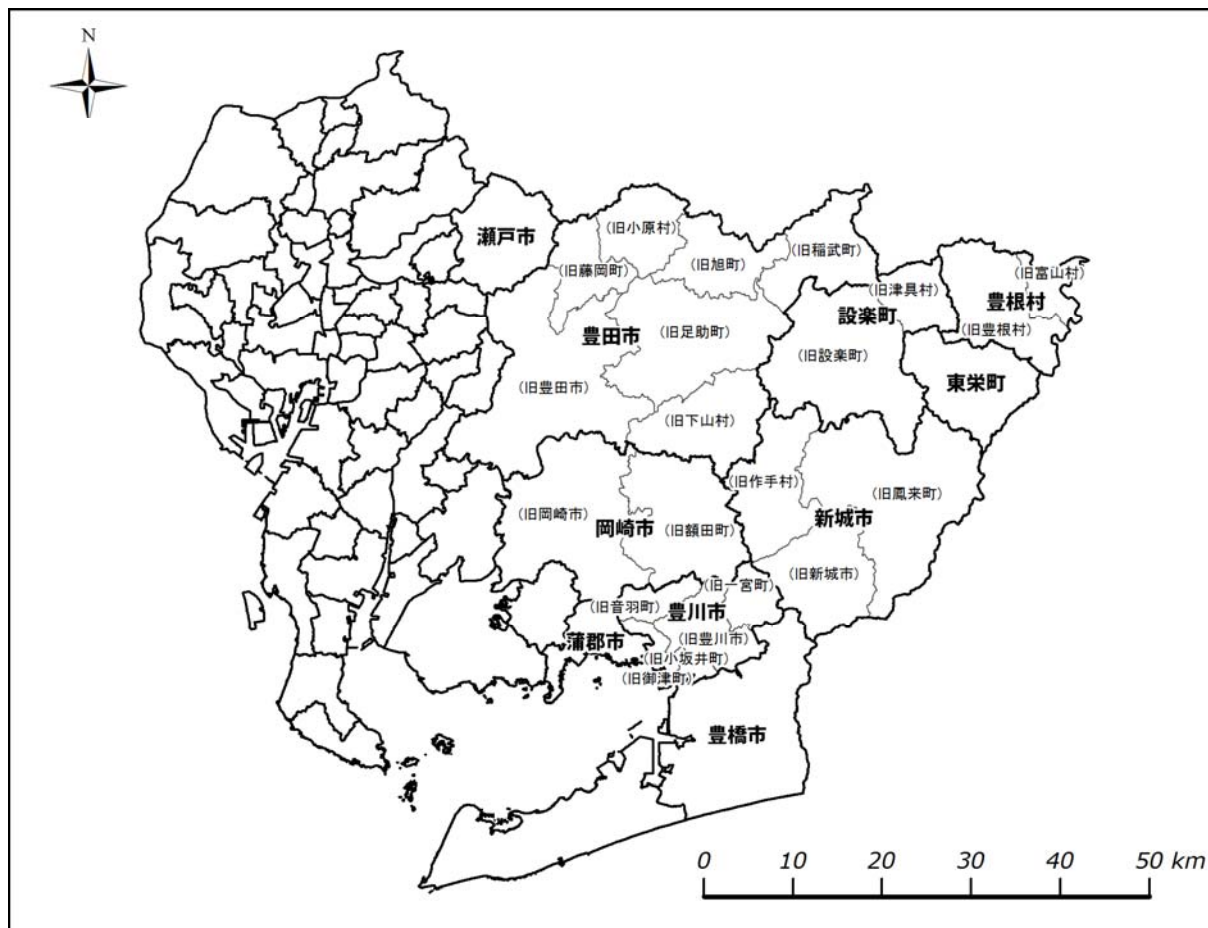
3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 (5 年間)

なお、計画期間内であっても、ニホンザルの生息状況等に大きな変動があるなど見直しの必要がある場合には、計画の変更を検討する。

4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

計画対象区域は、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の 10 市町村とする。



注) 平成 17 年以降に合併された市町村について、旧名を括弧書きで示す。

図2 対象区域

5 ニホンザルをめぐる状況及び第3期計画までの評価

(1) 第3期計画までの対策の状況

ア 第3期計画までのニホンザル捕獲数の推移

ニホンザルの捕獲数の推移は、表1及び図3に示すとおりであり、平成13年度以降、年によってばらつきはあるものの、第3期計画まで増加傾向にある。特に、第2期から第3期へ移行した平成24年度には、前年から概ね倍増しており、平成24年度及び平成26年度には年間500頭以上が捕獲されている。

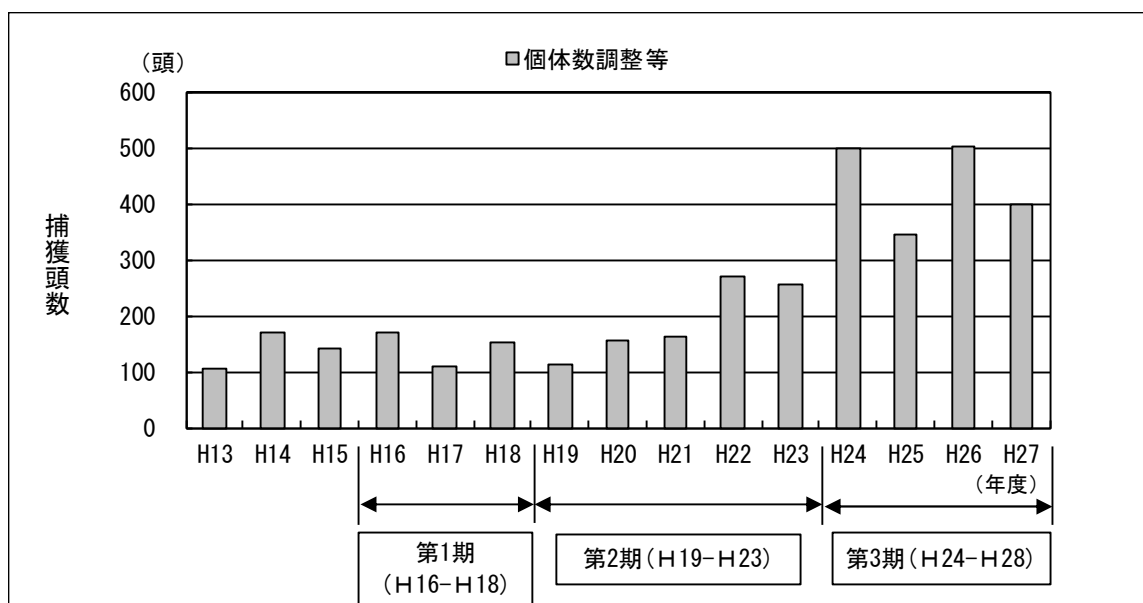
なお、各計画期の年間捕獲目標は、全て200頭程度とされており、第2期計画の後半の平成22年度以降は捕獲目標を達成していた。(p.資-12 表6 参照)

表1 ニホンザル捕獲数の推移

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
個体数調整等 (頭)	108	169	141	169	110	154	113	156
年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
個体数調整等 (頭)	163	269	257	500	345	503	398	

注) 特定鳥獣管理計画区域外の市町村での捕獲頭数を含む。

出典：「愛知県環境部自然環境課資料」



注) 特定鳥獣管理計画区域外の市町村での捕獲頭数を含む。

出典：「愛知県環境部自然環境課資料」

図3 ニホンザル捕獲数の推移

イ 農業被害防止対策

農林水産部の各種事業により侵入防止柵（電気柵及び金網柵）の設置が行われた。農業被害防止対策の実施状況を表2に示す。（p. 資-11 表5 参照）

表2 農業被害対策の実施状況

単位：km

年 度		H20～21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計	H28 (計画)
侵入 防止柵	電気柵	23	102	298	102	68	79	62	735	59
	金網柵	5	77	289	306	303	409	211	1,601	254
	合計	28	179	588	408	372	488	273	2,336	312

注1) 農業被害対策の対象は、ニホンザルのほか、カモシカ、イノシシ及びニホンジカを含む。

注2) その他の農業被害対策として、平成20～26年度の間にはモンキードッグが15頭導入されている。

注3) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

出典：「愛知県農林水産部農業振興課資料」

(2) 現状及び課題

ア 生息状況

① 分布域

平成 27 年度に市町村役場、鳥獣保護管理員、猟友会員等を対象に実施した、アンケート調査及び聞き取り調査によると、分布域は、平成 17 年度以降、南西方向へ広がっている。また、増加傾向あるいは横ばいの市町村が多くみられるが、旧豊川市と旧一宮町では減少傾向となっている。

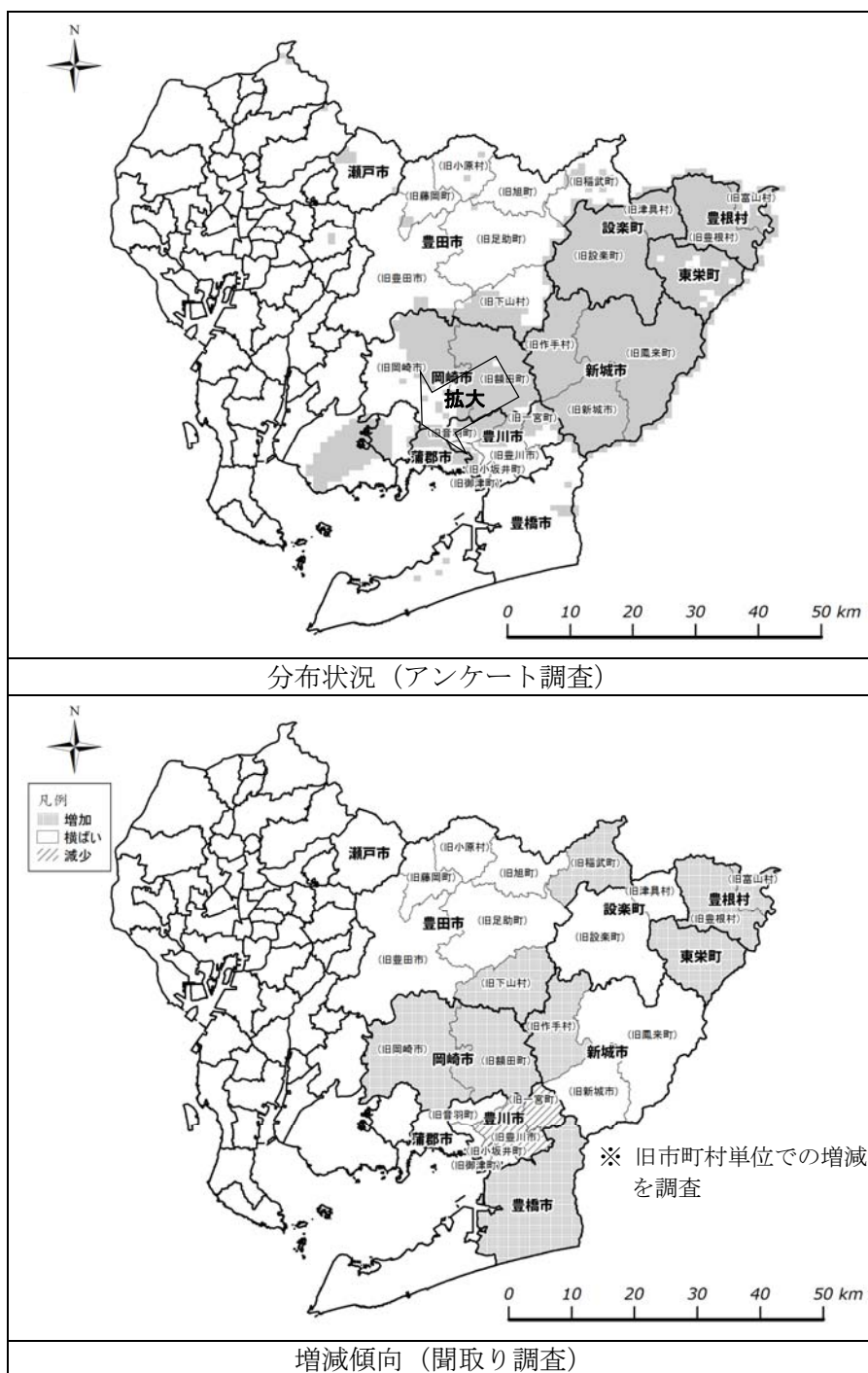


図4 アンケート調査及び聞き取り調査によるニホンザルの生息状況

② 生息状況

平成 27 年度に実施したアンケート調査及び聞き取り調査結果から、愛知県には 39 群程度の群れの生息が推定されている。

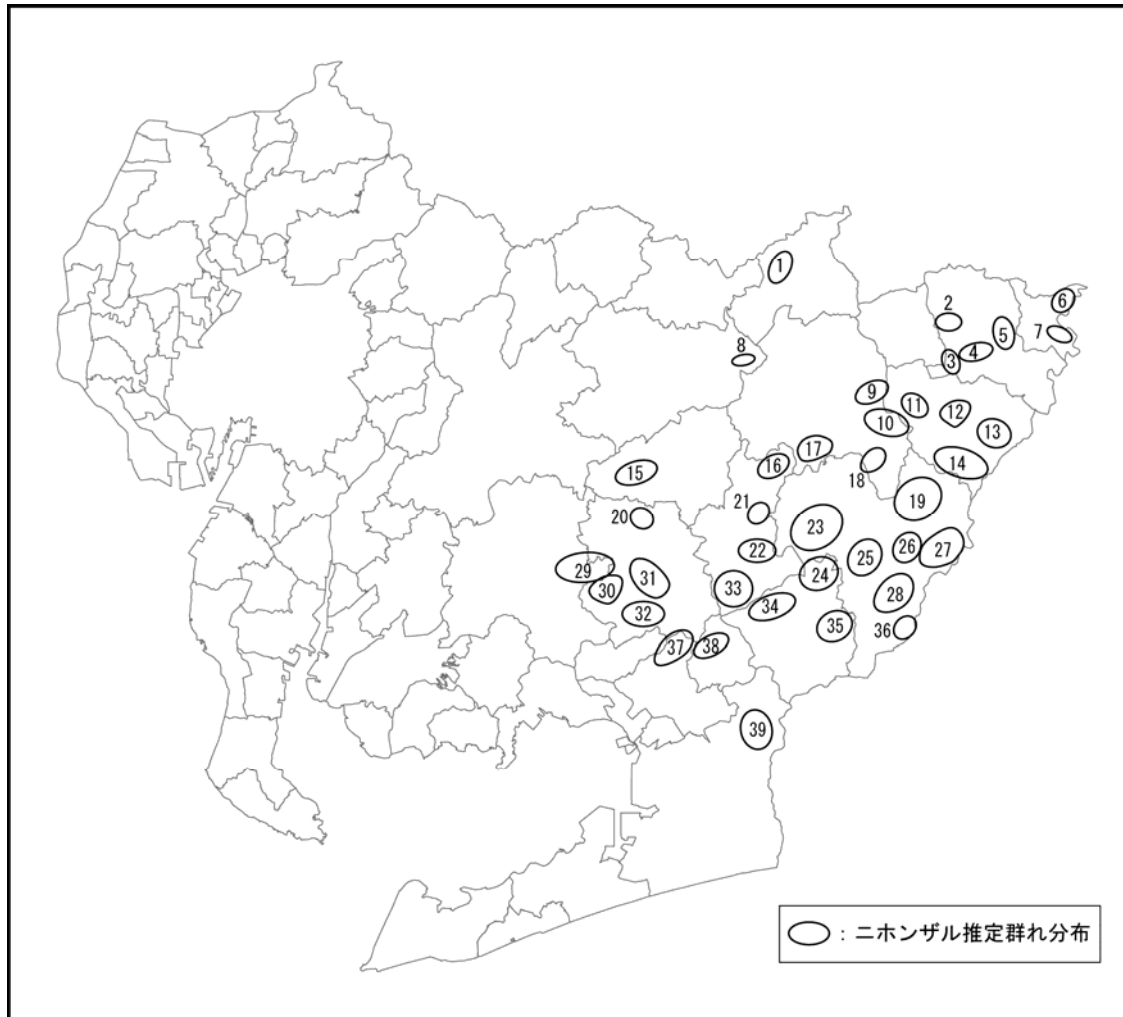


図5 ニホンザル推定群れ分布図

イ 農業被害

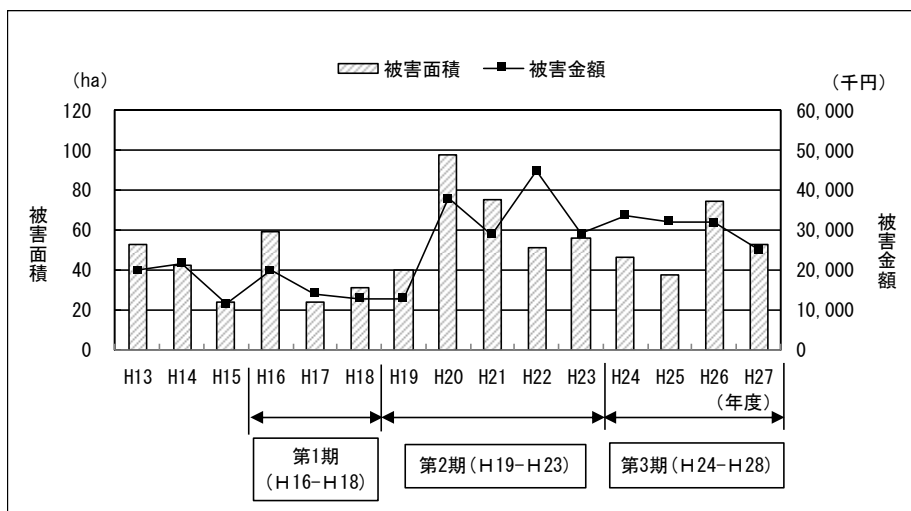
過去15年間の農作物被害を表3及び図6に示す。

近年、被害金額は3千万円前後、被害面積は概ね40～60haで推移している。特に市町村別では岡崎市が1千万円以上となっており、全県の約6割を占めている。(p. 資-10 表4参照)

表3 ニホンザルによる農作物被害面積と被害金額の推移（全県）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
被害面積 (ha)	53	42	24	59	23	31	40	98
被害金額 (千円)	19,761	21,595	11,367	19,906	14,095	12,815	12,834	37,903
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
被害面積 (ha)	75	51	56	46	37	75	53	
被害金額 (千円)	28,939	44,767	28,989	33,653	32,013	31,812	24,974	

出典：「愛知県農林水産部農業振興課資料」



出典：「愛知県農林水産部農業振興課資料」

図6 ニホンザルによる農作物被害の推移（全県）

表4 ニホンザルによる市町村別農作物被害（管理計画対象区域）

市町村	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
豊橋市	—	—	—	—	—	—
岡崎市	10.4	21,939	8.1	18,865	11.7	14,533
瀬戸市	—	—	—	—	—	—
豊川市	1.9	2,499	2.3	3,342	1.7	2,052
豊田市	0.5	814	0.3	501	0.3	602
蒲郡市	—	—	—	—	—	—
新城市	0.8	1,367	27.7	900	3.5	564
設楽町	1.3	265	1.3	265	1.3	246
東栄町	18.2	4,166	16.2	4,215	16.2	3,146
豊根村	4.2	963	18.7	3,724	18.6	3,831
合計	37.4	32,013	74.6	31,812	53.4	24,974

注) 四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

出典：「愛知県農林水産部農業振興課資料」

ウ 課題の整理

① 加害群及び個体の捕獲

第3期計画の期間中（過去4年間（H24～H27））の捕獲頭数は、345～503頭であり、捕獲の目安（200頭）を達成している。それにもかかわらず、農業被害額は、3千万円前後の高い水準で推移していることから、目安とした加害個体の捕獲目標数が少なかったと考えられる。

農業被害及び生活環境被害を引き起こしている加害群は、人の生活圏に過度に依存、馴化しており、この行動が他の個体及び群れに悪影響を及ぼすこととなるため、加害の程度（加害レベル）の判定表等を参考に、これらの群れを中心に捕獲の対象とする必要がある。

また、群れの加害レベル等によっては、群れ全体を捕獲することも考えられる。この場合、捕獲によって群れの分裂が生じないように配慮することが必要である。

② モニタリングの強化

平成24年度から平成27年度までの捕獲頭数は345～503頭で推移しているが、同期間の農業被害額が3千万円前後の高い水準で推移していることから、毎年度の管理目標や各対策の見直しとともにモニタリング内容の精査が必要である。

③ 捕獲者の減少、高齢化への対応

捕獲者の減少、高齢化が進んでいることから、狩猟免許試験の周知等に努め、新たな捕獲の担い手の増加を図る必要がある。（p. 資-14 図9及び図10参照）

6 管理目標

(1) 目標

計画対象区域に生息するニホンザルの安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策並びに生息環境管理等を総合的に行う。

- 農業被害等の未然防止又は減少
- 加害群の除去又は減少
- 生息分布の縮減

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

ア 順応的管理※1

野生鳥獣管理の実施にあたっては、個体数推定や繁殖率等、不確実な要素が多いことから、図7に示すPDCAサイクルに沿って進める。

具体的には、目標を達成するために、各施策を推進するとともに、その効果を毎年度評価し、必要に応じて施策を見直すこととする。

また、捕獲数の目標についてもPDCAサイクルの評価を踏まえ、順応的に見直すこととする。

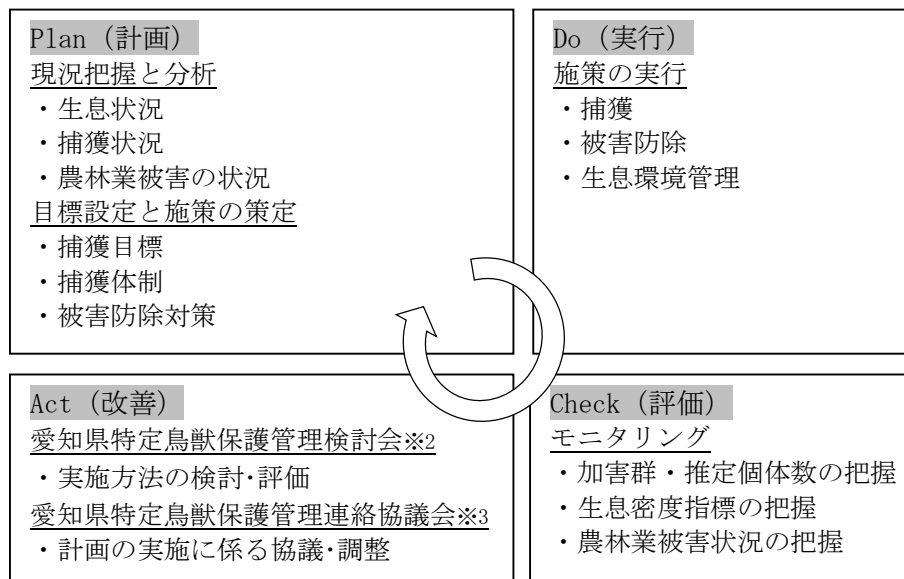


図7 順応的管理 (PDCA サイクル)

※1 順応的管理

順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分でなくても目標設定・計画策定を行い対策を実施し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行うという作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

※2 愛知県特定鳥獣管理検討会 (以下「検討会」という。)

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。

※3 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会 (以下「連絡協議会」という。)

関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関 (鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等) 及び市町村等からなり、特定計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。

イ エリア管理

ニホンザルは基本的に群れで行動する動物であるため、群れごとの管理が重要であり、現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましい。このため、県内の群れの分布状況、加害群れ等を十分に把握する。これを基に計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る**重点管理エリア**、分布域の縮減に重点を置く**拡大防止エリア**の2種類に区分し、ニホンザルの加害レベルの評価を参考にしつつ、有効な施策を推進する。

加害レベルは、表 6群れの加害レベル（群れの出没頻度、出没規模、被害内容）のイメージのとおりである。

この加害レベルの判定は、表 7加害レベル判定表を参照し、出没頻度、平均的な出没規模等の各指標のポイントを算定し、そのポイントを合計した値を表 8群れの加害レベルと合計ポイントに照らし合わせて、群れの加害レベルとする。

判定した加害レベルに基づき、表 9群れの加害レベルと被害対策の選択の目安表を参考に被害防除対策、加害群及び加害個体の捕獲（※）等を実施する。

※ 捕獲に関する事項

表 9 の個体の捕獲にあたっては、群れを特定した上で、加害レベルと群れのサイズ等をモニタリングしながら、次のとおり捕獲オプションを選択する。

①捕獲オプション

- ・群れ捕獲：加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法
- ・部分捕獲：群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法
- ・選択捕獲：群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法

②捕獲オプションの選択条件

捕獲オプションは、各群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数（群れサイズ）、群れの配置状況（群れの分布が連続か、又は孤立か）を考慮して選択する。群れサイズは、地域で異なるため、追い払いなど被害防除対策のしやすさ、群れの分裂の可能性などから判断する。

また、捕獲オプションの選択の際には、被害防除対策の実施状況（防護柵の設置、誘引物の除去など集落環境の管理、組織的な追い払いなど）を確認した上で決定する。また、捕獲だけでは被害の軽減には不十分であるため、被害防除対策と組み合わせて実施することが必要である。

表5 エリア管理

エリアの目標		管理内容		
		環境整備	個体数調整	モニタリング
重点管理 エリア	農業被害の減少	生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林に誘導する。 (共生のための環境整備)	・農業被害金額の大きいエリアで加害群の捕獲を重点化。	P19「表10モニタリング項目」を参照
	加害群の除去			
拡大 防止 エリア	分布域の減少	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。 (生息させないための環境整備)	・農業被害金額の大きいエリアで加害群の捕獲を実施。	
	農業被害の未然防止又は減少			
	加害群の除去			

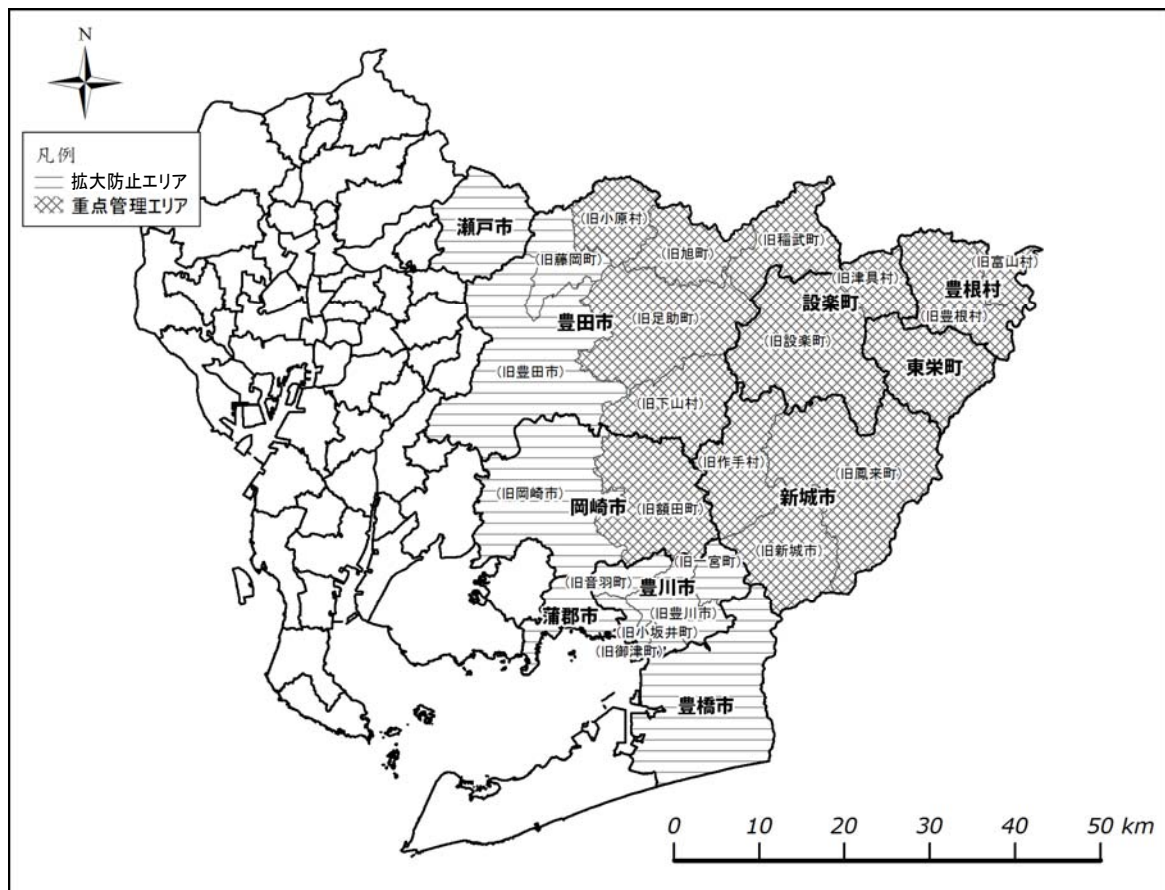


図8 エリア区分図

① 重点管理エリア

重点管理エリアの北東の県東部に位置する山間地域は、ニホンザルの主な生息地であり、群れの長期にわたる安定的な維持に必要な広がりや環境の確保を図りつつ、中山間地域の農林業被害の減少に重点を置く。このため、積極的な加害群の除去を行う。

重点管理エリアは以下の4市町村及び岡崎市と豊田市の一部とする。

- ・新城市
- ・設楽町
- ・東栄町
- ・豊根村
- ・岡崎市のうち旧額田町
- ・豊田市のうち旧足助町、旧下山村、旧小原村、旧旭町及び旧稲武町

② 拡大防止エリア

愛知県では、北東部の山間地と西部の平地との境界付近に標高300m以下の二次林・雑木林を主体とした地域が南北に連続して帯状に存在しており、里山又は里山ベルトと呼ばれている。

ニホンザルの分布の最前線はこの里山ベルトにまで広がっている地域もあり、この里山と平地との境界まで分布域が拡大した場合、平地における農業被害のみならず市街地における生活環境被害の生ずるおそれがあると考えられるため、加害群の除去を行い、農業被害の未然防止又は減少を図る。

また、南への拡大については、平地と山間地の境界にあたる豊川市（旧豊川市、旧一宮町）から豊橋市にかけてのエリアが同様の状況にある。

このため、生息させないための環境整備に努め、このエリアを含む周辺地域でニホンザルの分布域の縮減及び被害の拡大を止める。また、加害群の除去を行い、農林業被害の未然防止又は減少を図る。

拡大防止エリアは以下の4市及び岡崎市と豊田市の一部とする。

- ・豊橋市
- ・瀬戸市
- ・豊川市
- ・蒲郡市
- ・岡崎市のうち旧岡崎市
- ・豊田市のうち旧豊田市及び旧藤岡町

表6 群れの加害レベル（群れの出没頻度、出没規模、被害内容）のイメージ

レベル	群れの出没頻度、出没規模、被害内容
0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
1	サルの群れは集落到たまたまに出没するが、ほとんど被害はない。
2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

出典：「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」

表7 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2,3頭程度の出没が多い	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2,3回近くどこかの集落でみかける	10～20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

出典：「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」

表8 群れの加害レベルと合計ポイント

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

出典：「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」

表9 群れの加害レベルと被害対策の選択の目安表

区分		被害防除対策	個体の捕獲	環境整備
レベル1	山間部	○追払い ○シイタケのホダ場は、 囲うか人家周辺に移動	原則、捕獲は実施しない。被害防除対策に努める。	○林縁部の自生するカキやクリの除去又は早期収穫 ○廃果の埋設 ○農地周辺のヤブの除去
	平野部			○林縁部の自生するカキやクリの除去又は早期収穫 ○林縁部のヤブの除去 ○廃果の埋設、別荘地では生ゴミの適正な処分 ○放棄した農作物の除去
レベル2	山間部	○追払い ○簡易柵の設置	○加害個体の捕獲 ○被害の程度により、群れの捕獲も検討 群れサイズ { 大→部分捕獲 小→必要に応じて選択捕獲	○放棄した農作物の除去 ○取り残しの農作物の除去 ○庭の果樹の除去又は早期収穫
	平野部			○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正な管理
レベル3	山間部	○組織的な追払い ○重要な農作物又は大規模な農地は、恒久柵の設置	○加害個体の捕獲又は加害群の捕獲 群れサイズ { 大→部分捕獲 小→選択捕獲	↓
	平野部	○複数人による追払い ○重要な農作物又は大規模な農地は、恒久柵の設置		
レベル4	山間部	↓	○加害群の捕獲 群れサイズ { 大→部分捕獲 小→選択捕獲	
	平野部			
レベル5	山間部	↓	○加害群の捕獲 群れ配置 { 連続→群れサイズ { 大→部分捕獲又は群れ捕獲 小→群れ捕獲 孤立→群れサイズ { 大→部分捕獲 小→群れ捕獲	
	平野部			

注) 捕獲個体の取扱いは、できる限り苦痛を与えない方法で殺処分する。

出典：「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンザル編）」（(財)自然環境研究センター、2000年）を基に追加修正

7 目標を達成するための対策

(1) 個体数調整等による捕獲

ア 捕獲目標数の設定

① 前提

- ・ニホンザルの群れの数は39群と推計される。
- ・農業被害は継続して発生しており、過去3年の捕獲圧が計画対象区域内に生息するニホンザルの加害群に大きな影響を与えていない。
- ・前計画期間中における捕獲数は、目標頭数以上であったものの、分布域は県西部及び南部へ拡大しつつある。
- ・環境省及び農水省が示した「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、平成23(2011)年基準で、平成35(2023)年に加害群数の半減を目指すという捕獲目標が示されている。

② 捕獲数

農業等への加害群を中心に選択的に排除することを基本とする。近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつも、当面の間、捕獲数は、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、積極的な被害防止に向けた目標数を設定する。

イ 捕獲の実施

① 捕獲者の確保

捕獲者の育成・確保を図るため、捕獲技術に関する狩猟免許制度のPRに努め、免許取得試験を年2回開催する。なお、指導的な立場にいる狩猟者を対象にした狩猟指導員講習会を開催し、事故及び錯誤捕獲の防止、安全確保、法令遵守等を徹底する。また、捕獲許可において、法人に対する許可については、狩猟免許を有しない者が捕獲の補助をできるようにし、狩猟者の負担軽減を図る。

なお、わな猟免許取得者の割合が増加していることから、わなによる捕獲を推進するため、免許取得者に対して研修を行い技術的な支援を行う。

平成27年度より実施している大学、高校における狩猟免許制度に係る出前講座を開催する。

(2) 農林地対策

被害を防除するためには、県、市町村、関係団体、住民等が連携して、計画的・継続的に被害防除対策を実施することにより、集落及び農地がニホンザルにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、被害防除対策（電気柵等の設置等）及びニホンザルの誘引要因の除去は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取り組みを進める。

ア 電気柵の設置

電気柵を工夫して設置することにより、ニホンザルの侵入防止に役立てることができる。なおニホンザルが出没する地域は、通常イノシシ、ニホンジカ等も出没するので、これらの野生獣すべてに効果的であることが前提条件である。ニホンザルは日中に現れるので、必ず終日通電する。また、大きな木のそばや山林内では柵をよじ登らずに樹上から飛び込むため、

設置場所に注意する。

具体的な方法について、以下に例示する。

① 金網とネット柵に電気柵を組み合わせる方法

金網柵に弾性ポール（グラスファイバ製ポール）を接ぎ足し、弾性ポールにネットを取り付ける。ネット部分に3～5段の電気柵線を編み込んで固定する。ニホンザルがネットを登って越えようとする、柵線に触れて感電する。家庭菜園などでも利用しやすい方法である。

② ワイヤメッシュ柵と電気柵を組み合わせる方法

ワイヤメッシュ柵の上部に3段程度の電気柵を取り付ける。電線を巻き付けた弾性ポールを接いで柵線を取り付ける方法（兵庫県で考案された「おじろ用心棒」）は、柵線だけでなくポールをつかんでも感電するのでより効果的である。農地や集落の外周を囲う大規模侵入防止柵の機能強化策として利用価値が高い。

イ 群れの行動域調査と管理

ニホンザル対策では、集落及び農地が行動域でないと認識させ、適切な範囲にとどませる管理が重要である。そのためには、管理対象とするニホンザルの群れの行動域と規模（頭数）をできるだけ正確に把握する必要がある。鳥獣被害防止特措法に基づく地域対策協議会（市町村、JA等）は県及び民間企業等と連携し、鳥獣被害防止特措法に基づく助成金等も活用して、ラジオテレメトリやGPS調査等で群れの状況把握に努めることが望ましい。

群れが人間の生活域を侵す場合は、追い払い、追い上げ等の対策を実施する。集落、農地等に出没する群れは、地域住民全員で力を合わせて追い払う。出没直後に全力で追い払わないと十分に効果が得られないので、防災無線や携帯電話を利用した情報の即時共有の仕組みづくりが重要である。集落付近に居着いた群れの行動域を抜本的に修正するためには、専門家の助言を得ながら追い上げを実施するとよい。周辺に生息する他の群れの行動域も考慮して追い上げ先の山域を決定し、地域の関係者で協力して山中深くまで強制的に群れを移動させる。その後の行動の様子を必ずフォローし、効果が不十分な場合は繰り返し行う。

ウ 餌付けの禁止

ニホンザルへの餌付けは、人馴れ度の増大及び個体数の増加を助長する可能性があるため禁止するとともに、市町村は住民及び観光客に対して広報・指導等を徹底する。

(3) 生息環境管理

ニホンザルは農作物被害等を引き起こすため、人とニホンザルが同一地域であつれきなしに共存することは困難であると考えられる。ニホンザルによる被害防止のため加害群の除去を行うとともに、人の生活圏とニホンザルの行動域が重ならないよう、生息環境の保護並びに整備を実施していく。

ア 生息環境の保護

対象鳥獣の種類に関わらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の連続的（時間的、面的）な指定をもって生息環境の保護を図る（県内の鳥獣保護区は、平成28年度で68箇所（26,035ha）が指定されており、ニホンザルの分布域には、41ヶ所（17,095ha）が指定されている）。

イ 生息環境の整備

次の環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンザルの行動圏との分離に努める。

① 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

② 誘因物の除去

農地や集落周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してニホンザルに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はニホンザルの食物となり、ニホンザルを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

(4) モニタリングの実施

野生のニホンザルやそれを取り巻く自然環境においては未解明な点も少なくない。

順応的に科学的・計画的な管理施策を推進するため、表10に示す群れ数、群れサイズの推定や農業被害状況等についてモニタリングにより評価・検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、各市町村が策定する実施計画の作成に資するものとする。

表10 モニタリング項目

調査・分析項目		目的	内容・方法等	実施者	時期
生息状況	捕獲実績(有害駆除)	被害実態の経年変化	有害駆除を行った場所を被害情報マップ(5kmメッシュ)として作成	各市町村	毎年
	加害群の調査	加害群の分布を把握するため	農業被害及び加害群の分布をマップとして作成	各市町村	毎年
	アンケート調査 聞き取り調査	分布・生息数の経年変化	分布等を把握するアンケート調査、聞き取り調査	県(自然環境課)	5年毎
被害状況	農業被害調査	被害実態の経年変化	市町村からの農業被害量・金額等の報告内容を精査するほか、農業被害の増減を5kmメッシュで把握	県(農業振興課)	毎年
防除対策	防除対策の効果	防除対策の評価	市町村からの報告内容を精査	県(農業振興課)	毎年
その他	狩猟者数動向調査	狩猟者数の経年変化	免許発行数からの動向分析	県(自然環境課)	毎年
総括	総合分析	各モニタリング結果を総合的に評価しフィードバック	各モニタリング結果を一元管理し、総合評価を行った後、検討会に諮る	県(自然環境課)	毎年

8 計画の実施体制

(1) 役割分担(図9参照)

ア 県の役割

① 実施計画の協議・検討及び施策の評価

連絡協議会及び検討会を開催し、前年度の短期モニタリング結果を踏まえ、前年度の施策の評価及び当該年度の市町村が作成した実施計画案の協議・検討を行う。

また、協議・検討の結果、特定計画における捕獲数の目標や個別施策等の見直しが必要となった場合には、順応的に見直しを行う。

② 科学的・計画的な実施体制

連絡協議会・検討会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、地域の大学・研究機関及びニホンザルの研究者と連携し、管理の科学的・計画的な実施に努める。

国、他県等の最新の技術・情報及び既存の有効な情報の収集を行い、市町村等に提供する等、市町村が実施する各種取り組みを支援する。

③ 隣県との協力体制

隣接県と必要に応じて協議・調整し、実施計画の調整を図るとともに、生息状況等の情報交換を行う等隣接県との連携に努める。また、その情報を市町村に提供し、実施計画の策定及び実施を支援する。

イ 市町村の役割

① 実施計画の作成

計画対象区域内の市町村は、特定計画に則して、生息環境整備、被害防除対策、捕獲数及びその算定根拠等を記載した実施計画を作成する。作成には、次の関係情報を収集、把握し、毎年度の施策の評価を行い、実施計画に反映する。

＜関係情報（市町村別のモニタリング）＞

- ・ 生息情報マップの作成（捕獲数、捕獲場所、性別、成獣幼獣の別、加害群の分布等）
- ・ 被害状況マップの作成（農作物被害の場所、種類、被害量、5km メッシュでの被害額の増減）
- ・ 被害防除対策の方法、実施結果、効果等
- ・ 生息環境の整備状況

また、毎年の捕獲数については、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、適切な捕獲数を設定する。

捕獲は、被害低減の有効な手段であるが、地域の実情に応じて、他の加害獣の被害防除を兼ねた対策、集落単位で行う地域独自の総合的な取り組み、新規開発された捕獲手段（わな等）の使用など独自対策も記載するよう努める。

作成に当たっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

毎年度、連絡協議会及び検討会の協議・検討結果に基づき、当該年度の実施計画書を作成し、公表するとともに、実施計画書に基づき個体数管理、被害防除対策及び生息環境整備等を実施する。

② 地域における情報の収集・提供の促進体制

必要に応じて市町村長により指名又は任命された鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊を指す。以下同じ）を設ける。

鳥獣被害対策実施隊は、ニホンザルの生態及び行動、農作物被害防除対策技術、捕獲状況等の情報を農家及び地域住民等に提供し、農家及び地域住民等による取り組みを支援するとともに、被害状況及び出没状況等の情報を農家及び地域住民等から収集し、市町村に連絡することにより、情報の収集・提供を促進し、市町村による実施計画の実行を支援する。

③ 実施計画の目的に即した捕獲体制

猟友会及び鳥獣被害対策実施隊等との連携を密にし、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成し、捕獲体制を整備する。

ウ 県及び市町村の役割

① 人材育成・確保体制

県及び市町村は、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。

また、以下に示す研修会の開催等により被害防除対策等について、技術的指導ができる人材の育成に努める。

- ・市町村、県等行政機関の鳥獣担当者に対する野生鳥獣全般に関する研修
- ・普及指導員等に対する被害防除対策等に関する研修
- ・農林業者、狩猟者、農協、森林組合等に対する鳥獣害対策の新技术等の紹介

(2) 地域に根ざした取り組みの充実

獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市町村は、地域ごとの保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する啓発や、集落単位の防護柵の設置等の施策を実施することとする。

県は連絡協議会及び鳥獣被害防止特措法における地域協議会等を通じて被害防除対策に必要な指導助言を行う。

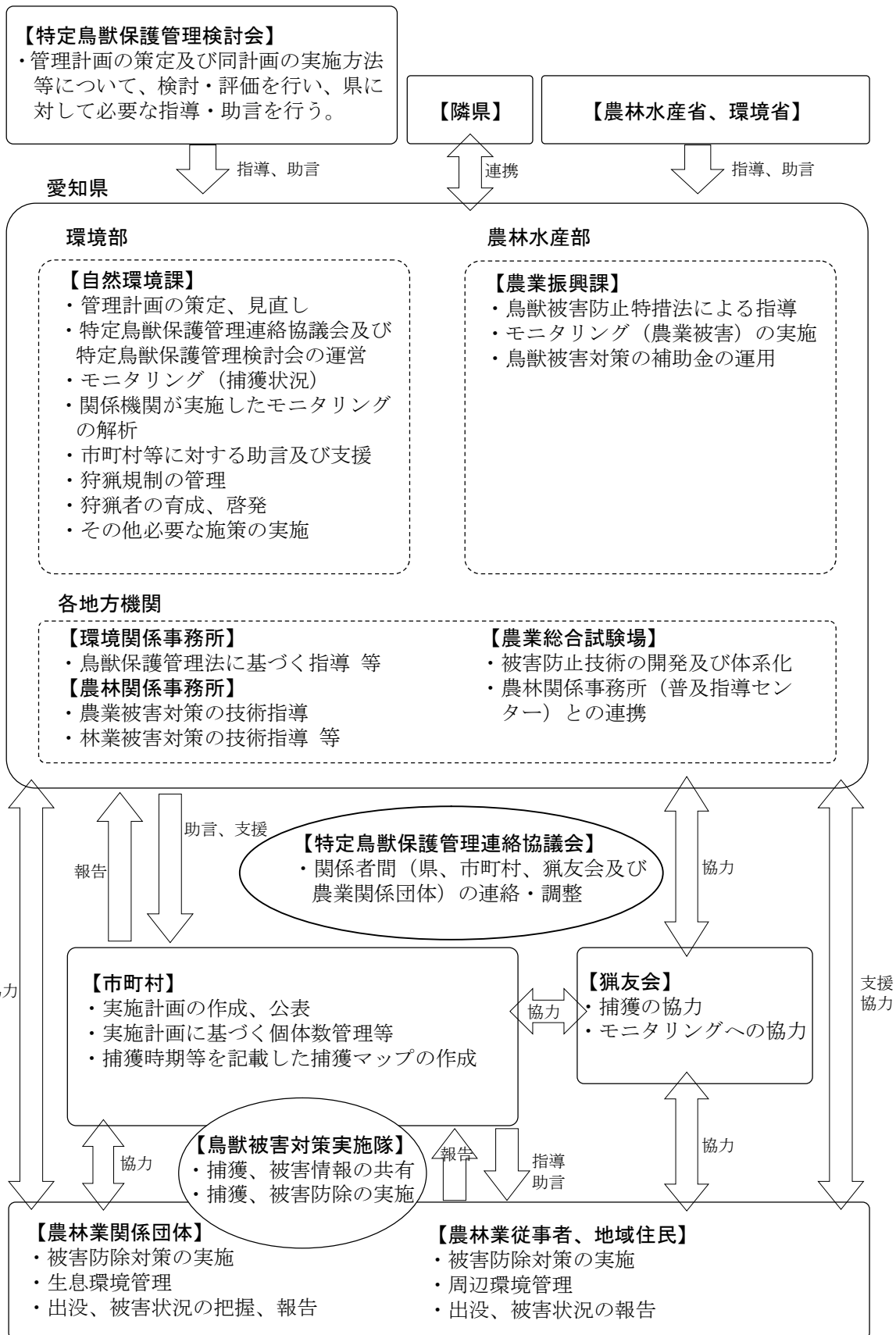


図9 計画の実施体制概念図

9 計画の評価

モニタリング結果及び年度別実施計画に基づく対策の実施報告をもとに、連絡協議会において協議、検討会において当年度の評価を行い、翌年度の対策を検討する。

計画の最終年度までに実施した対策の総合的な評価を行い、必要に応じて次期計画の策定を行う。生息状況、被害状況及び防除対策の各モニタリングの評価・検討は、次のとおり行う。

- ・捕獲実績のデータをマップ（5kmメッシュ）に集約する。
- ・農業被害及び加害群の分布等をマップに集約する。
- ・防除対策の効果等を評価する。
- ・課題及び改善点等を抽出し、その対応策について検討を行う。

10 その他管理のために必要な事項

（1）関係機関（隣県を含む）との連携

県内においては、個体数調整、生息環境の管理、生態系被害防止対策を所管する自然環境課、農業被害防止対策について所管する農業振興課との連携を図り対策を進めるものとする。また、必要に応じて隣接する長野県等との連携した対策も検討していく。

（2）住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項

近年、ニホンザルやイノシシ等の獣が住宅地等に出没し、住民の生活に支障を及ぼす事案が発生している。このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。

- ・突発的な出没には、生息情報を収集する。状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートへの遮断を行う。
- ・住宅地等の環境に慣れた個体が出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートへの遮断を行う。
- ・人慣れした特定の個体が出没する場合には、人慣れ個体の除去及び周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロールの強化を実施する。

また、麻酔銃を使用した捕獲を行う場合には、捕獲の安全性や迅速性を比較・検討し、麻酔銃猟によることが適切と判断される場合に実施することとし、鳥獣保護管理法第38条の2の許可を受ける。さらに、周辺住民等に周知を図るとともに、一般的な銃猟よりも安全性を高め、危害の防止が十分確保されている場合に実施する。

（3）情報の収集・普及啓発等

県及び市町村は、関係者の協力のもと、ニホンザルの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く県民に提供することにより、ニホンザルの管理について県民への普及啓発に努める。

資料編

目 次

1 ニホンザルの特徴.....	資-1
2 生息分布.....	資-2
3 自然環境.....	資-5
4 土地利用状況(農林業の状況).....	資-7
5 ニホンザルによる農林作物被害面積・被害量の推移.....	資-10
6 被害防除対策実施の状況.....	資-11
7 ニホンザル市町村別捕獲数の推移.....	資-12
8 捕獲の担い手.....	資-14
9 鳥獣保護区の指定状況.....	資-15
10 鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画の策定状況.....	資-16

1 ニホンザルの特徴

(1) 食 性

ニホンザルは雑食性で、果実、種子、葉、樹皮、芽、キノコ、昆虫及びその他の小動物を食べるが、量的には植物質が多い。主要な餌は季節により変化するが、春から夏にはタケノコ、植物の新芽及び若葉、秋にはクリ等の果実、冬には樹皮及び冬芽を採餌する。また、人が作る作物のほとんどがその餌になる。

(2) 生息地

一般に低標高で気候の温暖な常緑広葉樹林及び落葉広葉樹林に生息する。

(3) 行動等

行動は、数頭のオス成体及びメス成体とその子供達からなる十数頭から百数十頭までの群れで生活をする。ほかにハナレザルと呼ばれる単独で生活する個体(主としてオス)がある。一つの群れの大きさは、常緑広葉樹林の方が落葉広葉樹林よりも大きい。これは、落葉樹林は植物の生産活動にはっきりとした季節性があり、春や秋には食物が豊富にあるが、冬には極めて少なく、夏も葉が成熟して利用できる部分が少なく、比較的厳しい環境になる。このような違いを反映しているものと考えられる。

群れの行動域は 1km² 未満～25km² までと幅があり、毎年ほぼ同じ地域を利用する。また、土地や食物に対する執着性が高く、農地を遊動域に組み込んだ群れでは、個体数を減らしても農地への侵入が直ちに減少することなく、被害の軽減にはつながりにくい。行動域は落葉広葉樹林の方が常緑広葉樹林よりも広く、1頭あたりの面積は約 10 倍の差があり、生息密度も 1km² あたり、常緑広葉樹林では数十頭、落葉広葉樹林では数頭と大きく異なる。

知的能力が高く、手先も器用で、運動能力が優れており、好奇心が旺盛で適応力も高い。昼行性で、樹上及び地上で活動する。

(4) 繁 殖

交尾期は秋から冬であり、出産期は春から夏である。通常、2～3年に1回の割合で出産する。妊娠期間は平均 173 日、1度に普通 1 頭、ごく稀に 2 頭を出産する。オスは 6～7 歳で性的に成熟し、成長するにつれ、自分が生まれた群れ(出自群)を離れ、10～11 歳までに完全にいなくなる。一方、メスは基本的に出自群にとどまり、5～7 歳で初産を経験する。平均年齢は 20 歳前後であり、大部分の個体は 25 歳までに死亡する。なお、栄養状態が良くなると出産頻度は多くなり、妊娠の開始年齢は早くなる。また、出生直後の死亡率も低下すると言われているが、個体数の変動は緩やかであるため、何らかの要因で急激に減少した場合、個体数の回復は遅いと言われている。

2 生息分布

(1) 昭和 50 年代以降の変化

環境省が実施した「自然環境保全基礎調査（第 2 回及び第 6 回）」結果によるニホンザルの分布域を図 1 に示す。

赤色の網目は第 2 回調査（昭和 53 年～54 年度に実施）でのみ、黄色の網目は第 6 回調査（平成 12 年度に実施）でのみ、緑色の網目は第 2 回及び第 6 回調査の両方でニホンザルの生息が確認された地域を示している。

昭和 50 年代初期には、ニホンザルの分布域は長野県、静岡県及び愛知県の県境が重なり合うあたりから各県内に帯状に広がっていたが、その連続性はあまり強くなかったと考えられる。

愛知県における分布域は東部に集中しており、旧北設楽郡から岡崎市（旧額田町）及び豊川市（旧豊川市）周辺にかけて連続的に分布していた。昭和 50 年代から平成 12 年度の約 20 年間に、図 1 の黄色の網目で示されるように、県内の分布域は東西方向へ拡大した。西側への拡大は豊田市（旧豊田市）付近にまで及び北部は瀬戸市から岐阜県境、南部は岡崎市（旧岡崎市）にまで達している。また、東側への拡大は静岡県境まで拡大し、静岡県内でも愛知県に隣接する地域で分布域を拡大しているようである。

(2) 平成 12 年度以降の変化

本県が平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度及び平成 27 年度に実施したアンケート調査及び聞き取り調査結果によるニホンザルの分布域をそれぞれ図 2 に示す。

平成 12 年度から平成 17 年度の 5 年間に分布域は旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町（いずれも豊田市）で拡大し、豊橋市や瀬戸市にまで達している。また、岡崎市（旧岡崎市）及び新城市（旧新城市）では市街地近くにまで分布域を拡大している。

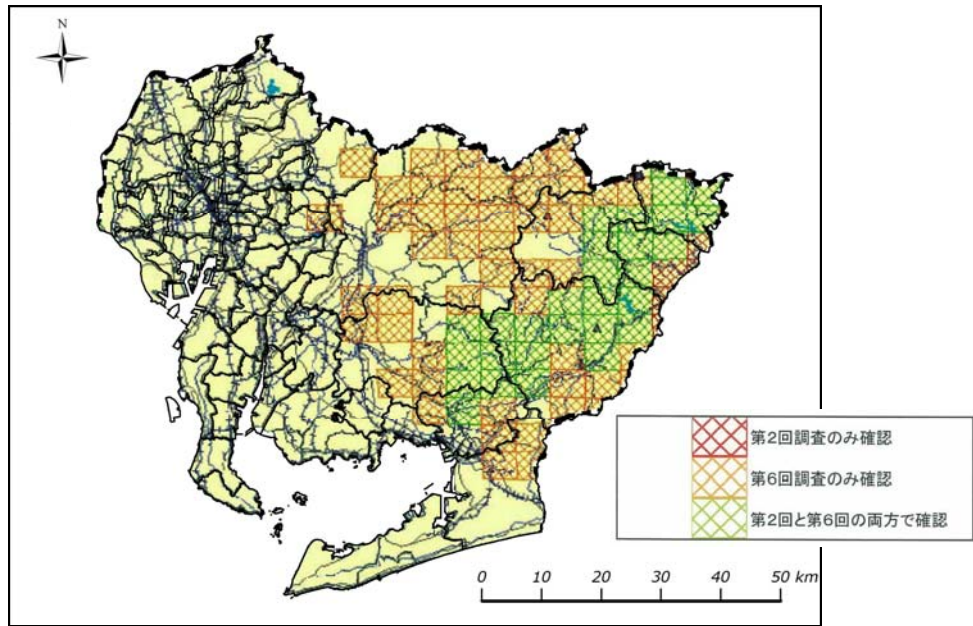
平成 17 年度から平成 27 年度にニホンザルの分布域は、西尾市等まで拡大し、旧足助町周辺では縮小しているが市街地に近い地域からも分布情報が得られており、今後、生活環境被害の発生が危惧される場所である。

(3) 群れの変化

群れの分布域は図 3 に示すとおり、平成 12 年度には、新城市（旧鳳来町、旧作手村）及び岡崎市（旧額田町）や豊田市（旧稲武町及び旧小原村から旧藤岡町にかけて）で 40 群れの生息が推定された。

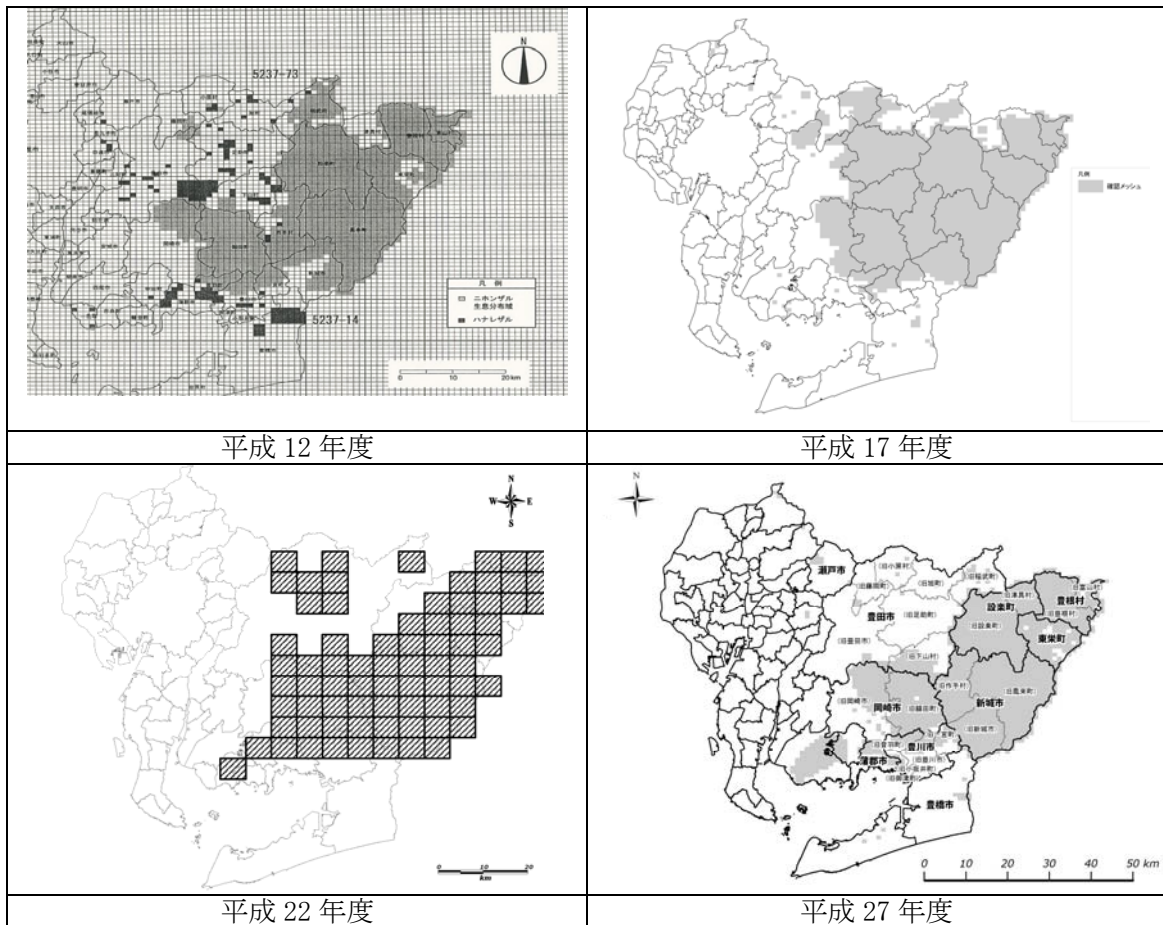
平成 17 年度には群の数が 43 群れと微増したが、群れの分布域に大きな変化はなく、静岡県との県境付近における群れの情報が得られなくなった。また、豊田市（旧小原村から旧藤岡町にかけて）の群れはなくなったが、豊田市（旧足助町）において新たな群れが確認されており、分布拡大の前線においては、群れの消長や移動等の生じていることが伺える。

平成 20 年度から 22 年度には、10 群れを対象にテレメトリー調査が行われ、一部であるが、近年の行動域の実態が詳細に把握された。平成 27 年度は平成 17 年度と比較して群れの分布域に大きな変化はなく、39 群れが推定された。



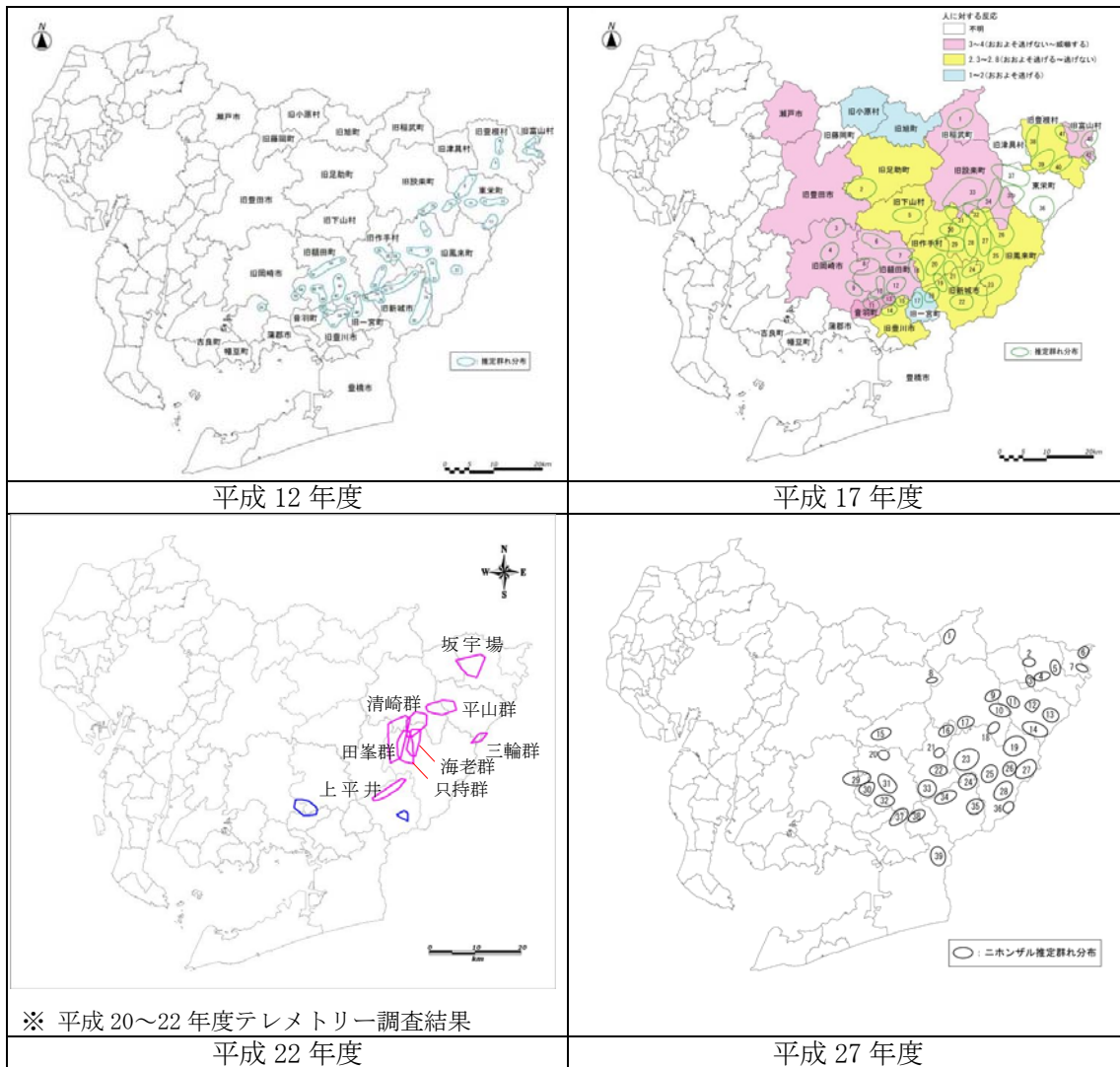
出典：「第2回及び第6回自然環境保全基礎調査」（環境省）

図1 ニホンザルの生息分布域（昭和53・54年度、平成12～15年度）



出典：「愛知県環境部自然環境課資料」

図2 ニホンザルの分布域の推移



出典：「愛知県環境部自然環境課資料」

図3 ニホンザル群れ分布域の推移

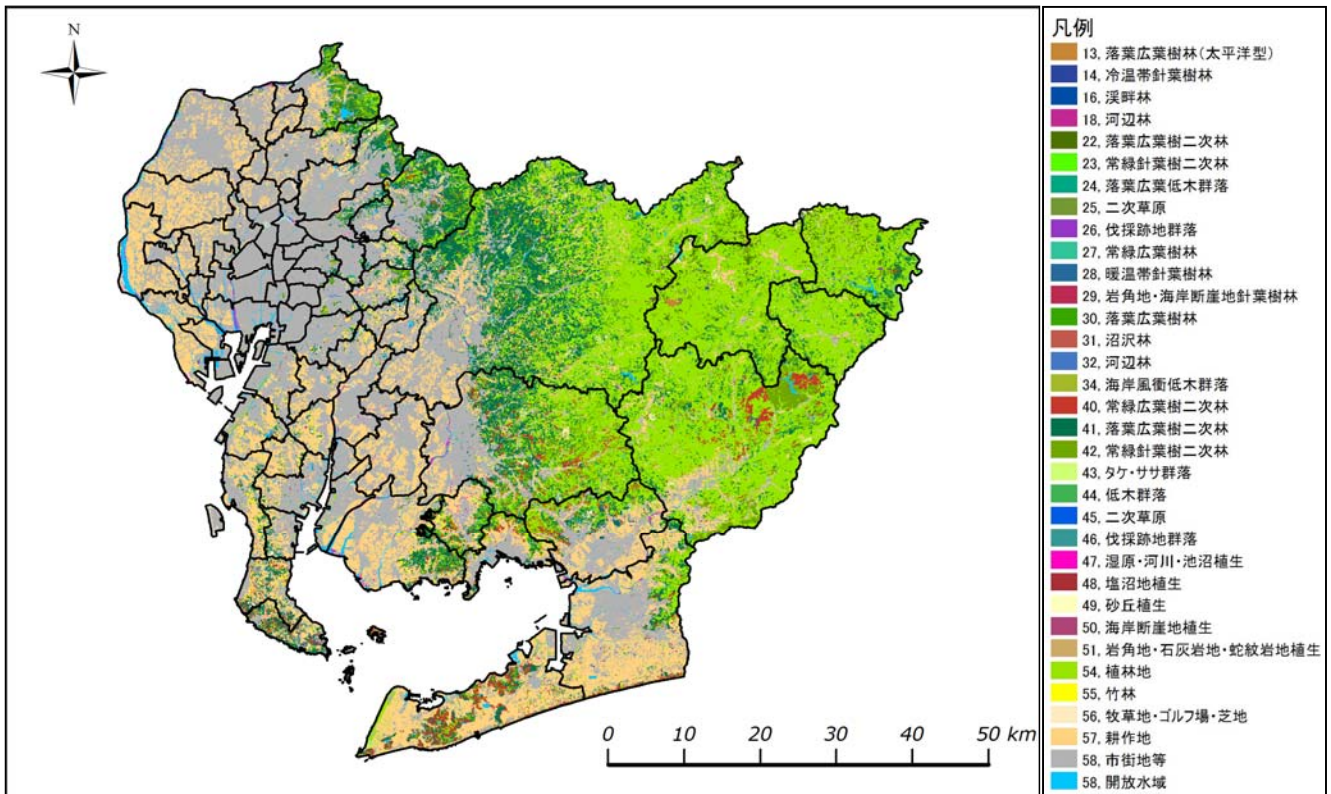
3 自然環境

愛知県の現存植生を図4、標高区分を図5に示す。

県の東部は山地が発達し、スギ・ヒノキ等の植林地が広く分布しており、その中には二次林が点在している。植林地の西端には南北に二次林が帯状に分布しており、かつて薪炭林として利用された里山あるいは里山ベルトと呼ばれる地域である(図6参照)。これらの里山は中山間地域と平地との緩衝帯としての役割も担っている。

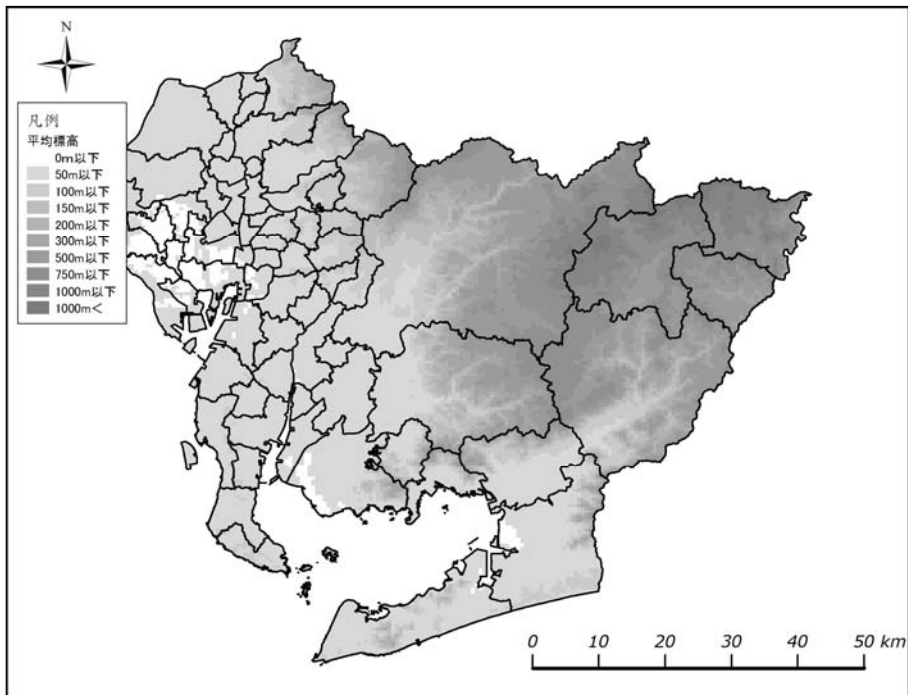
かつて里山地域における農林業等の人の活動が活発な時期には、里山が人の生活圏とニホンザルの行動圏との境界域となり、人とニホンザルとの棲み分けが成り立っていた。しかし、近年、里山の利活用の機会が減少し荒廃するにつれ、ニホンザルはその分布域を里山へと拡大してきた。

里山周辺には森林以外にも農地、耕作放棄地、さらには人家の庭先等にニホンザルにとって栄養価の高い食物(農作物、生ゴミ等)が豊富に存在する。里山はニホンザルの好適な生息環境となりつつあり、今後、里山での個体数の増加、さらには里山に隣接した平地にある農地及び市街地への出没が懸念される。



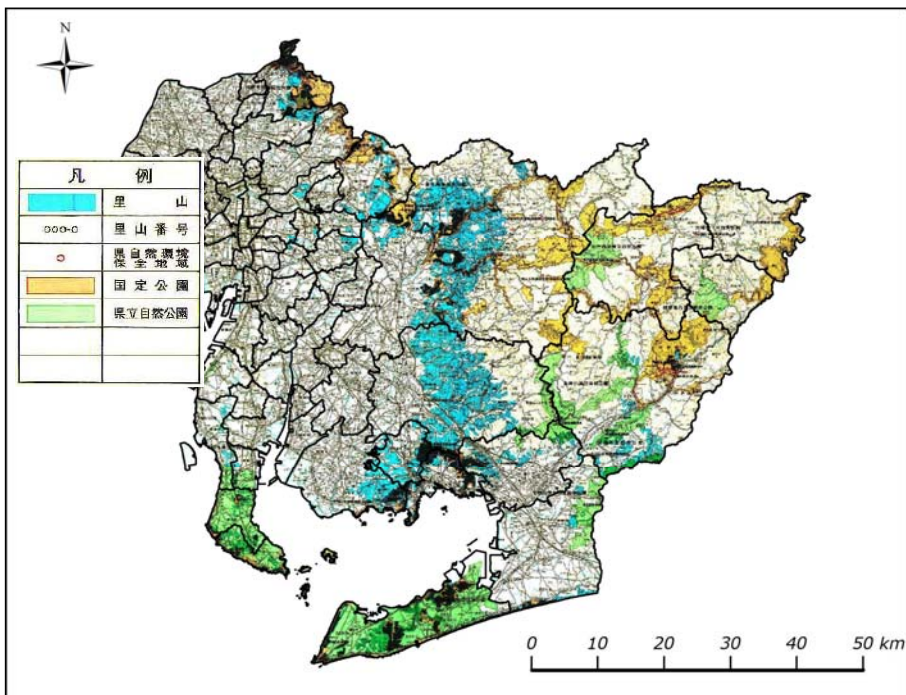
出典：「環境省自然環境局生物多様性センター」(環境省ホームページ)

図4 愛知県の現存植生



出典：「国土数値情報 標高・傾斜度 4次メッシュデータ」(国土交通省、平成 21 年)

図5 愛知県の標高区分



注) この図では、標高 300m 以下の二次林を主体とした地域で、概ね 100ha 以上のまとまりのある地域を里山と表示している。

出典：「愛知県環境部自然環境課資料」

図6 愛知県里山マップ

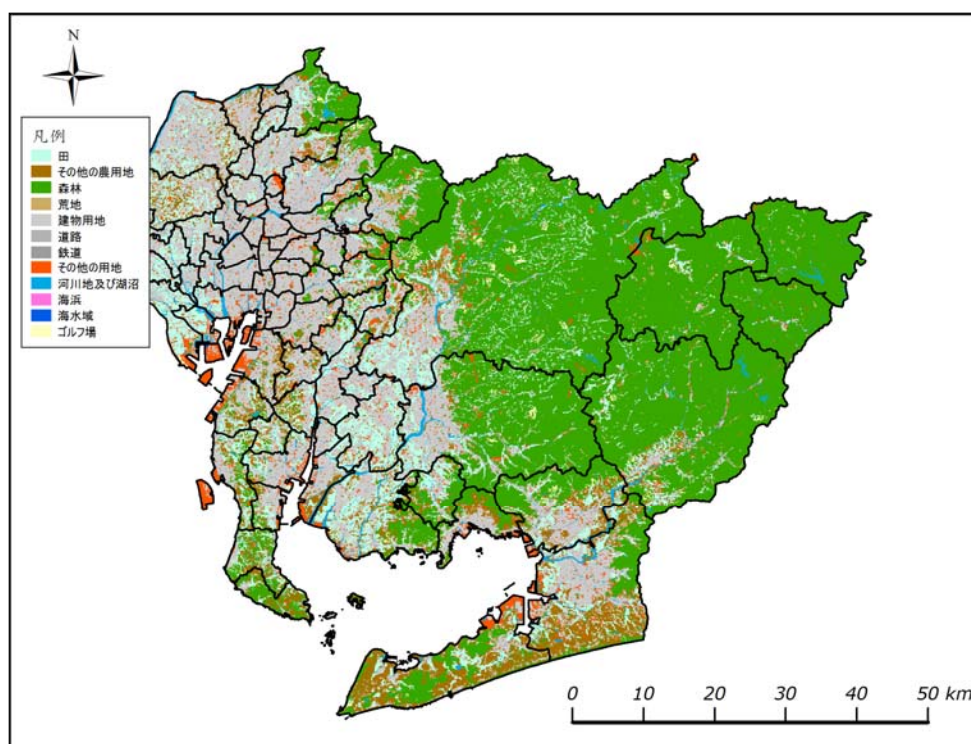
4 土地利用状況(農林業の状況)

愛知県の土地利用区分を図7に示す。

愛知県内におけるニホンザルの分布域は大部分が森林である。これらの森林は、北は岐阜県及び長野県の県境、東は静岡県の県境と接する県北東部を中心に、西は瀬戸市、豊田市（南西部）及び岡崎市付近、南は豊川市及び新城市付近まで広がっている。

森林の内訳は表1のとおり、旧北設楽郡※を中心に県東部では人工林の割合が高く、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村において、その割合は70%を超える。一方、図6のとおり、森林の輪郭を構成する里山では、瀬戸市、豊田市及び岡崎市において、広葉樹林の割合が3割～5割程度となっており、ニホンザルの好む環境にあると考えられる。また、里山及び中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、ニホンザルの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されており、耕作放棄地の増加が、ニホンザルによる農林作物被害の増加、さらにはニホンザルの個体数増加及び分布域拡大に拍車をかけていると考えられている。さらに鳥獣害の発生が農家の耕作意欲を減衰させ、耕作放棄地の発生につながる悪循環となっている。愛知県における耕作放棄地は表3及び図8に示すとおり、概ね増加傾向にある。また、農業従事者の高齢化及び中山間地域の過疎化等により、今後、中山間地域を中心に耕作放棄地の一層の増加が懸念される。



出典：「国土数値情報（土地利用メッシュ）」（国土交通省ホームページ）

図7 愛知県の土地利用区分（平成26年度）

※ 旧北設楽郡域とは、設楽町、東栄町、豊根村及び豊田市のうち旧稲武町を示す。

表1 市町村別、林種別森林（民有林）等面積（平成26年度）

単位：ha

計画区域 市町村名	地域森林 計画対象 森林	立木地								竹林		無立木地	
		針葉樹		広葉樹		人工林		天然林					
1 豊橋市	3,068	2,662	86.8%	318	10.4%	2,226	72.6%	754	24.6%	19	0.6%	68	2.2%
2 岡崎市	22,801	15,779	69.2%	6,573	28.8%	13,336	58.5%	9,016	39.5%	219	1.0%	229	1.0%
3 瀬戸市	5,558	2,794	50.3%	2,576	46.3%	2,210	39.8%	3,160	56.9%	28	0.5%	160	2.9%
4 豊川市	5,738	5,063	88.2%	574	10.0%	3,943	68.7%	1,693	29.5%	37	0.6%	65	1.1%
5 豊田市	61,281	37,570	61.3%	21,590	35.2%	35,198	57.4%	23,962	39.1%	1,147	1.9%	974	1.6%
6 蒲郡市	1,714	1,311	76.5%	391	22.8%	949	55.4%	754	44.0%	8	0.5%	5	0.3%
7 新城市	40,758	31,981	78.5%	8,282	20.3%	30,503	74.8%	9,760	23.9%	149	0.4%	346	0.8%
8 設楽町	19,211	15,881	82.7%	3,162	16.5%	15,594	81.2%	3,450	18.0%	15	0.1%	153	0.8%
9 東栄町	11,165	9,347	83.7%	1,724	15.4%	9,244	82.8%	1,827	16.4%	10	0.1%	84	0.8%
10 豊根村	14,451	11,083	76.7%	3,300	22.8%	11,010	76.2%	3,372	23.3%	8	0.1%	60	0.4%

出典：「平成26年度 愛知県林業統計書」（愛知県農林水産部林務課、平成28年）

表2 地区別地目別面積（平成26年）

単位：ha

地区等 地目	愛知県	尾張	西三河	東三河
農地 (構成比)	77,400 (15.0%)	31,100 (18.4%)	23,900 (13.6%)	22,300 (12.9%)
森林 (構成比)	219,072 (42.4%)	18,740 (11.1%)	90,950 (51.7%)	109,382 (63.5%)
原野等 (構成比)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
水面・河川・水路 (構成比)	23,615 (4.6%)	10,438 (6.2%)	7,732 (4.4%)	5,446 (3.2%)
道路 (構成比)	39,994 (7.7%)	21,190 (12.6%)	10,712 (6.1%)	8,091 (4.7%)
宅地 (構成比)	95,357 (18.4%)	58,168 (34.5%)	23,107 (13.1%)	14,083 (8.2%)
住宅地	56,700	34,761	14,007	7,932
工業用地	12,596	6,254	4,219	2,123
その他の宅地	26,061	17,153	4,881	4,027
その他 (構成比)	61,544 (11.9%)	29,135 (17.3%)	19,466 (11.1%)	13,043 (7.6%)
行政面積 (構成比)	516,983 (100.0%)	168,771 (100.0%)	175,868 (100.0%)	172,344 (100.0%)

注) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計(行政面積等)が一致しない場合がある。
出典：「土地に関する統計年報 平成27年版」（愛知県地域振興部土地水資源課、平成28年）

表3 計画対象区域における耕作放棄地面積の推移

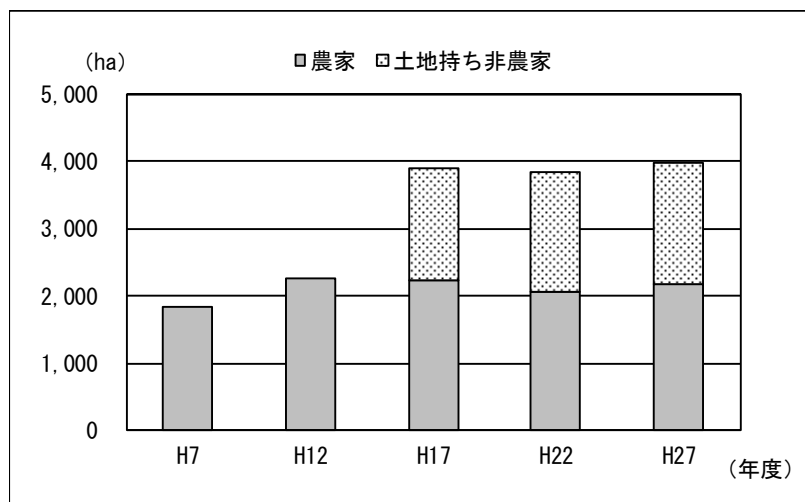
単位：ha

市町村	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度 (速報値)
豊橋市	362	467	951	800	868
岡崎市	214	203	438	431	431
旧額田町	50	69	—	—	—
瀬戸市	48	64	81	79	82
豊川市	77	79	492	534	607
旧音羽町	16	24	—	—	—
旧一宮町	82	110	—	—	—
旧御津町	33	51	—	—	—
旧小坂井町	14	15	—	—	—
豊田市	322	354	1,021	1,053	1,014
旧藤岡町	20	26	—	—	—
旧小原村	44	46	—	—	—
旧足助町	121	146	—	—	—
旧下山村	26	38	—	—	—
旧旭町	25	48	—	—	—
旧稲武町	20	26	—	—	—
蒲郡市	45	43	66	77	87
新城市	124	189	609	597	657
旧鳳来町	79	98	—	—	—
旧作手村	25	42	—	—	—
設楽町	38	52	121	128	114
旧津具村	8	11	—	—	—
東栄町	28	43	92	98	101
豊根村	9	12	28	40	35
旧富山村	1	2	—	—	—
合計	1,830	2,256	3,899 (1,659)	3,838 (1,758)	3,996 (1,827)

注1) 合計の値は農家の耕作放棄地面積を示すが、H17年度以降は非農家の耕作放棄地面積を括弧書きで併せて示す。

注2) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

出典：「愛知県の農林業センサス結果」（愛知県）



注) 平成12年度以前は、土地持ち非農家の耕作放棄地に関する統計はない。

出典：「愛知県の農林業センサス結果」（愛知県）

図8 計画対象区域における耕作放棄地面積の推移

5 ニホンザルによる農林作物被害面積・被害量の推移

農作物別のニホンザルによる農林作物被害面積・被害量を表4に示す。

近年、被害面積は概ね40～60ha、被害量は概ね150～200tで推移している。特に、稲、果樹及び野菜の被害が多い状況にある。

表4 ニホンザルによる農林作物被害面積・被害量の推移

区分	被害面積(ha)														
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
稲	13	23	5	35	3	7	5	15	10	10	18	18	14	14	12
麦類	—	—	1	2	1	1	2	13	4	0	1	0	1	0	0
豆類	1	1	0	1	—	3	1	9	1	1	1	1	2	1	1
雑穀	2	1	—	—	—	—	0	1	1	1	1	1	1	1	1
果樹	8	6	4	5	7	6	5	24	13	9	7	9	5	6	5
飼料作物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	0
野菜	25	10	14	11	13	12	11	19	28	14	11	14	12	36	18
いも類	5	2	0	5	—	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2
工芸作物	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0	—	—	0	0
その他	—	—	—	—	—	—	13	15	17	14	15	1	1	15	15
合計	53	42	24	59	23	31	40	98	75	51	56	46	37	75	53
区分	被害量(t)														
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
稲	40	50	15	33	9	17	12	11	22	25	22	24	22	21	14
麦類	—	—	3	5	3	4	4	0	7	1	2	2	2	0	0
豆類	0	0	0	0	—	1	1	0	1	2	2	2	2	1	1
雑穀	2	1	—	—	—	—	0	1	1	1	1	1	1	1	1
果樹	1	20	18	16	48	12	15	16	15	27	19	32	22	18	13
飼料作物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	0
野菜	2	10	22	23	4	17	24	47	76	135	72	144	130	118	103
いも類	0	1	2	4	—	6	14	13	20	25	12	18	21	16	8
工芸作物	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0	—	—	0	0
その他	—	—	—	—	—	—	4	5	10	19	7	6	4	6	9
合計	45	82	60	82	63	57	74	94	151	234	136	229	204	181	149

注1) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

注2) 0は1未満であること、「—」は被害報告がないことを示す。

出典：「愛知県農林水産部農業経営課資料」

6 被害防除対策実施の状況

ニホンザルの防除対策及び環境管理を表5に示す。

防除対策を実施している市町村では、比較的、網や電気柵を設置しているが、「効果あり」と「効果が少ない」とされている市町村の割合は同程度である。なお、岡崎市ではワイヤーメッシュで「かなり効果あり」とされている。また、電動ガン等での追払いを実施している市町村は概ね「効果あり」とされている。

環境管理としては、枝打伐採等の山林手入を行っている市町村は概ね「効果あり」とされている。未収穫農作物の回収等については、「効果あり」とされている市町村と「効果が少ない」とされている市町村の割合は同程度である。

表5 ニホンザルの防除対策及び環境管理

市町村		防除対策				環境管理	
		網	電気柵	金属柵 ワイヤーメッシュ	その他	草刈等	未収穫農作物の回収等
豊橋市		—	—	—	—	—	—
岡崎市	旧岡崎市	—	○	◎	○ (追払い)	○ (枝打伐採)	—
	旧額田町	—	○	◎	○ (追払い)	○ (枝打伐採)	—
瀬戸市		—	—	—	—	—	—
豊川市	旧豊川市	△	△	—	○ (電動ガン等)	—	△
	旧音羽町	△	△	—	○ (電動ガン等)	—	△
	旧御津町	△	△	—	○ (電動ガン等)	—	△
豊田市	旧豊田市	—	—	—	—	—	—
	旧藤岡町	—	—	—	—	—	—
	旧小原村	—	—	—	—	—	—
	旧足助町	—	—	—	—	—	—
	旧下山村	—	—	—	—	—	—
	旧旭町	—	—	—	—	—	—
	旧稲武町	—	—	—	○ (モンキートック)	—	—
蒲郡市		—	—	—	—	—	—
新城市		○	○	—	—	△	○
設楽町	旧設楽町	○	◎	—	○ (花火) (モルガン)	○	○
	旧津具村	—	—	—	—	—	—
東栄町		○	△	—	△ (各種追払い)	○ (山林手入)	○
豊根村	旧豊根村	○	△	—	—	—	○
	旧富山村	△	—	—	—	—	○

注1) 表中の記号の意味を以下に示す。

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない —：不明等

注2) 旧豊川市には旧一宮町を含む。

出典：「特定鳥獣管理計画（ニホンザル）市町村計画」（平成27年）

7 ニホンザル市町村別捕獲数の推移

ニホンザルの市町村別捕獲数の推移を表6に示す。

表6(1) 市町村別ニホンザル捕獲数の推移

単位：頭

計画対象区域内

市町村	区分	ニホンザル												
		H28		H27		H26		H25		H24				
		計画	計画(群・頭)	実績	計画	実績	計画	計画(群・頭)	実績	計画	計画(群・頭)	実績	計画	
豊橋市	個体数調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岡崎市	旧岡崎市	個体数調整	59	2群20頭	37	45	38	45	2群20頭	38	32	4群28頭	17	25
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	59	2群20頭	37	45	38	45	2群20頭	38	32	4群28頭	17	25
	旧額田町	個体数調整	41	-	22	55	27	40	-	23	40	-	30	22
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	41	-	22	55	27	40	-	23	40	-	30	22
	合計	個体数調整	100	2群20頭	59	100	65	85	2群20頭	61	72	4群28頭	47	47
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	100	2群20頭	59	100	65	85	2群20頭	61	72	4群28頭	47	47
瀬戸市	個体数調整	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	
豊川市	旧豊川市	個体数調整	67	-	28	104	88	67	-	50	76	-	22	14
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	67	-	28	104	88	67	-	50	76	-	22	14
	旧音羽町	個体数調整	67	-	69	68	57	67	-	24	124	-	62	16
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	67	-	69	68	57	67	-	24	124	-	62	16
	旧御津町 サル： 旧一宮町	個体数調整	66	-	39	28	24	66	-	25	-	-	13	-
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	66	-	39	28	24	66	-	25	-	-	13	-
	合計	個体数調整	200	-	136	200	169	200	-	99	200	-	97	30
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	200	-	136	200	169	200	-	99	200	-	97	30
豊田市	旧豊田市	個体数調整	6	-	-	6	-	6	-	1	2	-	1	2
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	6	-	-	6	-	6	-	1	2	-	1	2
	旧藤岡町	個体数調整	6	-	-	6	-	6	-	-	2	-	-	2
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	6	-	-	6	-	6	-	-	2	-	-	2
	旧小原村	個体数調整	6	-	-	6	-	6	-	-	2	-	-	2
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	6	-	-	6	-	6	-	-	2	-	-	2
	旧足助町	個体数調整	6	-	-	6	-	6	-	-	2	-	-	2
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	6	-	-	6	-	6	-	-	2	-	-	2
	旧下山村	個体数調整	31	-	-	31	-	31	-	-	10	-	-	10
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	31	-	-	31	-	31	-	-	10	-	-	10
	旧旭町	個体数調整	6	-	-	6	-	6	-	-	2	-	-	2
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	6	-	-	6	-	6	-	-	2	-	-	2
	旧稲武町	個体数調整	24	-	1	24	2	24	-	2	8	-	-	8
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	24	-	1	24	2	24	-	2	8	-	-	8
	合計	個体数調整	85	-	1	85	2	85	-	3	28	-	1	28
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	85	-	1	85	2	85	-	3	28	-	1	28
蒲郡市	個体数調整	5	-	-	5	-	5	-	-	5	-	-	5	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	5	-	-	5	-	5	-	-	5	-	-	5	
新城市	個体数調整	300	-	140	300	120	300	-	115	300	-	252	140	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	300	-	140	300	120	300	-	115	300	-	252	140	
設楽町	旧設楽町	個体数調整	60	-	9	60	10	60	-	4	15	-	7	8
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	60	-	9	60	10	60	-	4	15	-	7	8
	旧津具村	個体数調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
合計	個体数調整	60	-	9	60	10	60	-	4	15	-	7	8	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	60	-	9	60	10	60	-	4	15	-	7	8	
東栄町	個体数調整	100	-	18	100	53	60	-	18	60	-	51	20	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	100	-	18	100	53	60	-	18	60	-	51	20	
豊根村	旧豊根村	個体数調整	100	-	34	100	84	75	-	45	75	-	40	35
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	100	-	34	100	84	75	-	45	75	-	40	35
	旧富山村	個体数調整	50	-	-	50	-	25	-	-	25	-	5	10
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	50	-	-	50	-	25	-	-	25	-	5	10
合計	個体数調整	150	-	34	150	84	100	-	45	100	-	45	45	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	150	-	34	150	84	100	-	45	100	-	45	45	
合計	個体数調整	1,001	2群20頭	397	1,001	503	896	2群20頭	345	781	4群28頭	500	324	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	1,001	2群20頭	397	1,001	503	896	2群20頭	345	781	4群28頭	500	324	

表 6(2) 市町村別ニホンザル捕獲数の推移

単位：頭

計画対象区域外		ニホンザル											
市町村	区分	H28		H27		H26		H25		H24			
		計画	計画(群・頭)	実績	計画	実績	計画	計画(群・頭)	実績	計画			
西尾市	個体数調整	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	個体数調整	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	

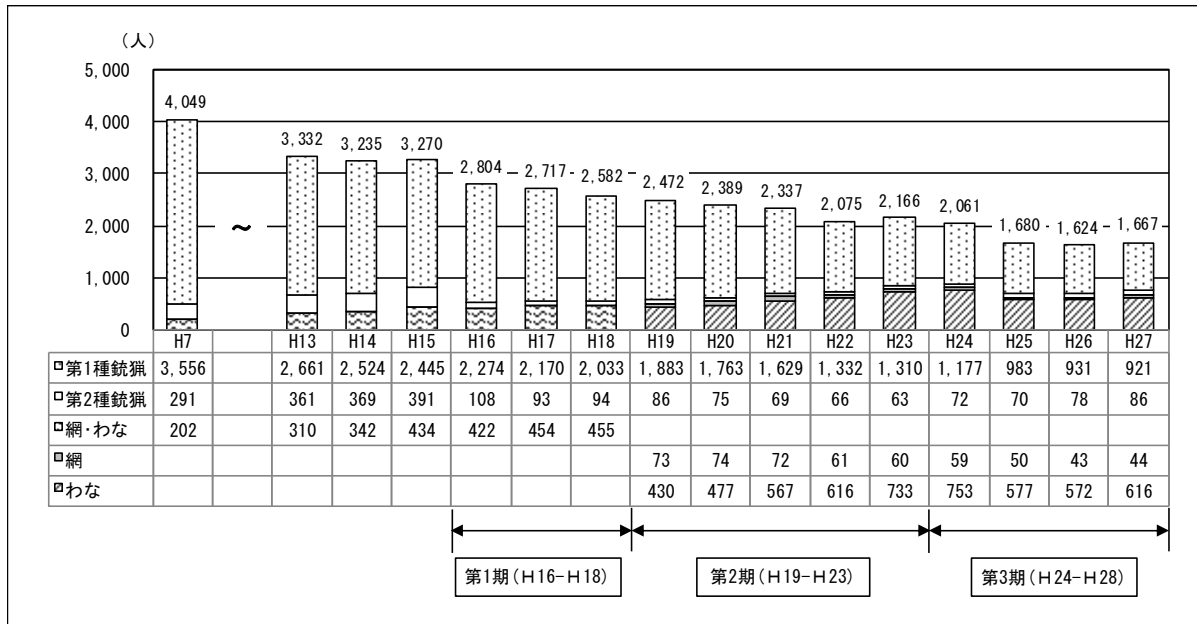
計画対象区域内及び計画対象区域外

単位：頭

合 計	個体数調整	1,001	-	398	1,001	503	896	-	345	781	-	500	324
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	1,001	-	398	1,001	503	896	-	345	781	-	500	324

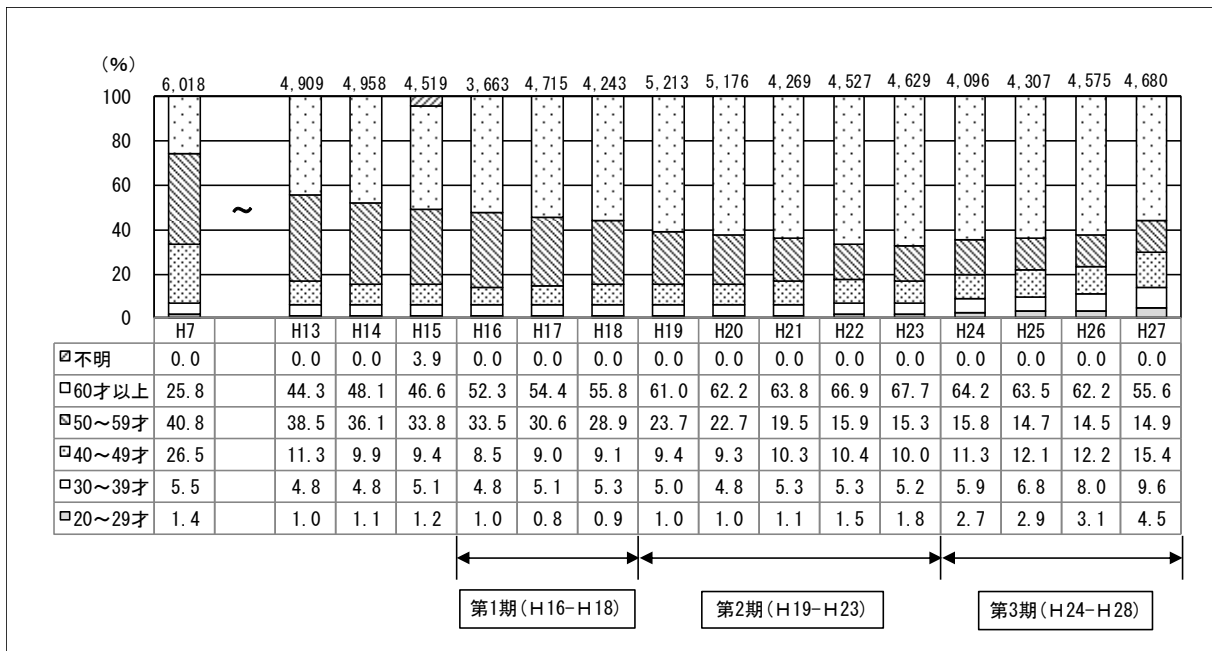
8 捕獲の担い手

ニホンザルは、狩猟鳥獣ではないが、参考として免許種別の狩猟登録者の推移を図9、年齢別狩猟免許保有者数の推移を図10に示す。



注) 平成19年度の鳥獣保護法改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に区分された。
出典: 「愛知県環境部自然環境課資料」

図9 狩猟登録者の推移



注) 平成27年の20~29才の区分には、18~19才の免許保有者(3名)を含む。
出典: 「愛知県環境部自然環境課資料」

図10 年齢別狩猟免許保有者の推移

9 鳥獣保護区の指定状況

ニホンザルの計画対象区域内に所在する鳥獣保護区を表7に示す。

表7 ニホンザル計画対象区域内に所在する鳥獣保護区

所在	鳥獣保護区の名称	面積 (ha)	所在	鳥獣保護区の名称	面積 (ha)
豊橋市	葦毛	158	豊田市	伊勢神高原	108
岡崎市	岡崎	6,424		足助	328
	生平小学校	59		下山中学校	36
	岡崎東部	1,110		三河湖	164
	關荊	430		旭高原	78
	大平田	140		面ノ木	106
	額田中学校	50		蒲郡市	西浦小学校
	宮崎小学校	5	形原・鹿島		400
瀬戸市	定光寺	1,300	新城市	竹桑田	4
豊川市	音羽中学校	60		鳳来湖	1,600
	一宮中学校	172		県民の森	1,021
豊田市	高岡	37	鳳来寺山	125	
	六所山	240	設楽町	岩古谷山	15
	猿投山	125		竹桑田	7
	鞍ヶ池	470		段戸裏谷	152
	三ヶ峯	153		田口小学校	7
	猿投	322		面ノ木	100
	滝脇小学校	2	豊根村	茶臼山	225
	王滝溪谷	114		みどり湖	160
	昭和の森	800	合計	41ヶ所	17,095
	御作小学校	18			
	小原中学校	10			

10 鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画の策定状況

鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画について、各市町村の策定状況を表8に示す。

10市町村において、被害の軽減目標金額や年度ごとの捕獲計画数が策定されており、平成28年度の捕獲計画数は、新城市で300頭、豊川市で200頭、豊根村で150頭等とされている。

表8 鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画（ニホンザル）

市町村名	被害額及び被害の軽減目標(千円)				捕獲計画数(頭)					
	年度	現状値	年度	目標値	H26	H27	H28	H29	H30	H31
豊橋市	24	430,897	30	30,162			—	—	—	
岡崎市	24	90,352	28	63,246	100	100	100			
瀬戸市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊川市	24	2,499	29	1,250		200	200	200		
豊田市	24	634	28	437	85	85	85			
蒲郡市	26	2,088	30	1,400			5	5	5	
新城市					300	300	300			
設楽町	24	9,739	28	7,791	60	60	60			
東栄町					60	100	100			
豊根村					100	150	150			
合計								705	995	1,000

注) 表中の被害額及び被害の軽減の目標欄の色塗りは、被害鳥獣全体の値を示す。